

ご 連 絡

2020年12月14日

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
事務局
吉川様 清水様
(FAX048-829-7444)

東京都港区麻布十番1-9-8-5F
株式会社OZ
代表取締役 田中 将次

再申入書について

貴会から頂いた2020年12月1日付け「申入書」につき、以下のとおりご連絡いたします。

1 申入事項について

不返還条項についてですが、裁判例上、準委任契約においてもお客様との合意に基づきお客様に解除権を放棄していただくことは認められるとお聞きしております。従いまして、お客様が当社の入会申込書の内容をご理解いただいて入会していただいている以上は、貴会がご指摘するような消費者契約法の問題は生じないものと認識しております。

もともと、貴会のご要望を踏まえ、「ご入会後における指定料金・回数券等購入後の返金は、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合を除いて、お受けいただきかねますので、ご理解の程お願い致します。」に改めるものとします。

2 要望事項について

上記1の不返還条項及び先日ご連絡した責任免除条項の修正については、来年度営業開始日前後にあたる2021年1月上旬に対応させていただく予定です。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。